

第10回 通常理事会 議事録

(2023-2024 年度 第10回)

日 時：令和6年3月21日（木）15：00～17：30

会 場：神奈川県建築士事務所協会会議室 および WEB会議システム（ZOOMを利用）併用

○	平山 正義	○	山口 英生	○	小松 正道	○	山口 雄	△	古室 大悟 WEB	○	白川 幹	○	鈴木 武昭
○	有泉 絵美	○	名和 靖晃	○	永島 優子	○	鈴木 興	○	長友 寛昌	○	古谷 雄一	○	高橋 康 WEB
×	大和田 優	○	横山 尊重 WEB	○	福田 亮一	○	田中 正幸	△	矢野 高 WEB	○	奈良 直史	○	伊藤 耕人
○	杉本 勝郎	○	佐藤 眞吾	△	松井 正	○	酒井 弘幸						
監事		○	平野 武洋	○	山本 敏夫	○	棕 茂廣			日事連副会長		×	白井 勇
(事務局)磯部事務局長、野口総務課長、 小林業務兼登録課長								議事録作成者:酒井専務理事 (事務局)磯部					

出席者：24名（△は定足数確認時に不在）

司会：古谷総財務委員長

- ・平山会長挨拶
- ・定足数の確認 25名中（ 21 ）名出席。過半数出席のため定款第43条により会議成立を報告。
- ・定款第47条により議事録署名人は会長と出席した監事とした。
- ・定款第42条により会長が議長となり議事を行う。

1 審議事項

第1号議案 会員の入会等について承認を求める件

資料 1-1 により、磯部事務局長から以下の通り説明。

- ・正会員の入退会 なし 現在会員数 754 社。
- ・賛助会員の入会

クマリフト株式会社横浜営業所

以上、1社の入会が承認された。退会はなし。 入会1社、退会0社 現在会員数96社。

第2号議案 2024年度（令和6年度）事業計画（案）及び予算（案）について承認を求める件

資料1-2により、事業計画（案）を平山会長、予算（案）を古谷総財務委員長から以下の通り説明。

2024（令和6）年度事業計画（案）

2024（令和6）年4月1日から2025（令和7）年3月31日まで

一般社団法人神奈川県建築士事務所協会の2024年度事業を計画するため、下記の目標を設定する。

第1 目標

1. 本会の健全な発展及び社会的責務遂行のための業務の指導及び進歩改善を図る
2. 安全で住みよいまちづくりを目指し、建築士事務所の役割を広く県民へ周知を図る
3. 建築士事務所の業務の適正な運営及び設計等を委託する建築主の利益の保護を図る
4. 建築士事務所の公益性及び専門的技術を生かした事業を推進し、建築文化の向上及び公共の福祉の増進に寄与することを図る
5. 設計・工事監理等の業の更なる確立のため建築士事務所の全加入を目指す

第2 本年度重点施策

1. 本会と支部が連携した会員増強活動の推進
2. 本会財務状況健全化に向けた各種事業等の再構築
3. オール神事協推進と未来に継げる事業推進のための組織の強化
4. 魅力ある会となるための会員サービスの充実および強化
5. 会員等への関連法令遵守の周知及び徹底と消費者への啓発、普及
6. 本会事業の充実

第3 事業計画

1. 本会と支部が連携した会員増強活動の推進

- (1) 会員数800名以上の目標を達成するための会員増強意識の徹底
- (2) 新規登録事務所及び未加入事務所への加入促進の強化
- (3) あらゆる機会をとらえた加入促進の強化

2. 本会財務状況健全化に向けた各種事業等の再構築

- (1) 現状の課題を把握し将来の財務状況を予測したうえで事業等の再構築を目指す
- (2) メリハリのある予算の執行および手続きの遵守
- (3) 社会情勢の変化に対応した収益事業等の充実および効率化

新(4) コンパクトに利益を生むための活動内容とコストパフォーマンスの追求

3. オール神事協推進と未来に継げる事業推進のための組織の強化

- (1) 本会と支部が連携した活動の推進
- (2) 本会と支部の素早い情報伝達及び情報共有の徹底
- 新 (3) ブロック間が連携した会員支援業務の強化
- (4) 本会の事業継続計画の着実な取り組みの強化
- (5) 本会の情報発信の強化
- (6) 組織の柔軟な運営
- (7) 会員の親睦交流を図る各種行事等の実施および福利厚生事業の充実
- (8) 青年部活動の推進および運営の強化

4. 魅力ある会となるための会員サービスの充実および強化

- (1) 会員事務所の安定経営に向けた事業の推進
- (2) 会員サポートセンターコンテンツの充実

5. 会員等への建築関連法令遵守の周知及び徹底と消費者への啓発、普及

- (1) 機会を捉えた講習会の実施
- (2) 支部講習会の実施
- (3) 改正建築基準法等関連法令の施行へ向けた準備および適格な対応

6. 本会事業の充実

- (1) 仕事展など各種支部事業への支援の強化
- (2) 「住・緑・家」及び「マンション等大規模修繕業務」等会員向け支援事業の推進
- (3) 建築士事務所の質的向上に関する調査研究及び各種研修会並びに講習会の実施
- (4) 本会ホームページのコンテンツ充実
- (5) 建築士事務所指定登録機関としての業務の遂行及び体制の強化
- (6) 県内各行政機関との連携強化による公的等委託業務への協力推進
- (7) 建築関係団体（公共・公益等の団体）との連携、協調の推進並びに神奈川建築コンクールへの協力
- (8) 要望・陳情の実施（建築士事務所登録料、変更申請手数料化）
- (9) 県民に対する建築士事務所の役割のPR等事業の推進及び広報活動の充実
- (10) 苦情相談業務の実施及び調査鑑定業務の支援
- 新 (11) 新耐震グレーゾーン木造住宅耐震化促進に関する補助事業への取組強化
- 新 (12) 神奈川県建築会議への協力

次に予算（案）について

経常収益合計 107,988,794 円

経常費用合計 107,908,794 円 法人税、住民税及び事業税 80,000 円

以上、収支0円。

(内訳)

一般会計 経常収益合計 61,524,092 円

	経常費用合計	61,444,092 円	法人税、住民税及び事業税	80,000 円
登録会計	経常収益合計	20,788,000 円	経常費用合計	20,788,000 円
共済会会計	経常収益合計	2,322,150 円	経常費用合計	2,322,150 円
国保会計	経常収益合計	1,020,000 円	経常費用合計	1,020,000 円
支部会計	経常収益合計	24,703,552 円	経常費用合計	24,703,552 円

以上、原案通り承認された。総会の報告事項とした。

第3号議案 令和6年度 入会金および会費6か月間無料キャンペーンの実施について承認を求める件

資料1-3により、古谷総財務委員長から以下の実施内容案を以下の通り説明。

また、現在作成中のチラシ概要も併せて提出。掲載情報があれば、事務局まで送付して頂くようお願いした。

1. 制度名称

- ・令和6年度 新規入会者応援キャンペーン

2. 制度実施の目的

- ・入会促進による会員増強のため
- ・令和5年度において当該キャンペーンの実施効果が確認されたため（継続実施）

3. 制度内容

- ・入会金および入会月を含んだ6か月間の会費（本会および支部会費）を無料とする。

4. 実施期間

- ・令和6年（2024年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日入会分まで

5. 適用対象および適用条件

- ①上記実施期間内に入会した事務所を対象とする
- ②入会経緯は問わない
- ③再入会時の利用は可とするが、複数回の利用（同一事務所または同一の開設者、管理建築士、指定代表者のいずれかが含まれる場合）は不可とする

6. その他の条件および留意事項

- ①正式な入会のため、会員としての権利や義務および責務は通常の会員と同様とするが、会費無料期間中の慶弔見舞金の支給等、共済会及び政研に関する権利は有さない。
- ②日事連会費 900 円/月/人は、本会の負担とする。
- ③トライアルメンバー制度、新規開設「建築士事務所」講習会受講者を対象とした『入会金無料キャンペーン』については、引き続き休止とする。

7. 特記事項

- ・支部または理事会において当制度を利用した入会が認められないことがある。

以上、現案通り実施が承認された。

また、チラシについては、各支部へ10枚程度配布と民間確認審査機関や賛助会員（総合資格学院等）へ配架頂くよう依頼することとした。

第4号議案 第66回神奈川建築コンクールへの協賛および審査員派遣について承認を求める件

資料1-4により、磯部事務局長から以下の通り説明。

神奈川建築コンクール実行委員会より依頼された第66回神奈川建築コンクールへの協賛及び審査委員の派遣について依頼があり、協賛することを提案。協賛金は、30,000円（令和6年度予算）。審査委員の派遣については、今年度に引き続き、山口英生副会長を推薦することを提案。

以上、提案通り協賛および審査委員推薦が承認された。

また、現在は住宅部門の審査員を担当しているが、一般建築物の審査員に変更できないかを要望することとした。

第5号議案 ユーディーアイ確認検査株式会社（賛助会）との覚書締結について承認を求める件

資料1-5により、磯部事務局長から以下の通り説明。

前年度と同内容（建築基準法に基づく建築確認検査業務の確認申請手数料の割引）の覚書を締結したいとの依頼であることを説明。

以上、依頼通り覚書締結が承認された。

内容に会員証の写しが必要となっていることから、持っていない方（無くされた方等）もいるため、会員証（取り扱いも含む）については、改めて総財務委員会で検討することとした。

第6号議案 当会職員関係規程の改定について承認を求める件

資料1-6により、磯部事務局長から以下の通り説明。

また、新旧対照表は、事前送付の添付ファイルでご確認をお願いしていることも併せて説明。

（理由）労働基準法に整合させるため。

（主な内容）

- ・第2条、第4条関係 扶養手当を家族手当へ変更
- ・第3条関係 期末手当を賞与へ修正
地方税を住民税へ変更
- ・第4条関係 時間外勤務手当の内容を労基法に整合
平均賃金および時間割賃金を平均賃金および割増賃金の基礎となる賃金へ変更し、
内容の明確化と計算式等を修正。
- ・第9条関係 労働基準法に整合させる

以上、原案通り改定が承認され、令和6年4月1日から施行とした。

第7号議案 災害時における住宅再建に係る相談業務に関する協定（案）について承認を求める件

資料1-7により、酒井専務理事から以下の通り説明。

2月19日理事会の検討事項とし、ご意見等を頂きました内容について、神奈川県および関係団体と調整・検討した経過を報告。結果、以下の協定案を提案。

○検討経過

（20240219 理事会検討事項 ご意見等）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・協定書の第7条「被災住宅相談に要する費用は、原則無償とする。」とあるが、現協定の第6条のように「相談業務に係る費用の負担については、別に定める。」と出来ないのか。 |
|--|

→ 意見は出した。また、別に定めるとあるが、現状は何も定めていない状況であることを報告。

また、県が調べたところ、平成30年西日本豪雨、2019年台風19号（長野県）では、相談実施団体が費用負担をしたが、結果的には、国へ補助金申請をし、費用の支払いをしたとのこと。

- ・実施要綱の第7条第1項にも「派遣事務局担当者並びに建築士相談員、技術相談員および専門相談員の被災住宅相談に係る報酬及び交通費は、原則無償とする。」となっているが。

→ 県として、予算化が出来ない。また、国の補助金も確約できないため。

県は有事に備えてルール化したい意向。

第4項に「甲は、被災住宅相談に要する費用の確保に努めるものとする。」と記載があり、前向きな内容となっている。

- ・仕事がつなげるために無償でやる（屋根、耐震など）怪しい業者がいる。

こういう人たちに情報が流れている可能性もある。無料だと責任感がなくなるのでは。

- ・窓口相談は、無料とし、現地相談は、有料としては。

- ・応急危険度判定の場合は。

→ 現状、行政が担任している状況。

- ・相談員自身が被災者である場合、保険も自身で入らなければならないのは、厳しい。

命の話がない。きれいごとばかりが記載されている印象。

- ・士会とJIAは、個人。事務所協会は、業者。であるが、相談員自身に事故があった時は労災となるのか。応急危険度判定は、保険に加入しているようだが。

→ 保険加入は、検討中のようです。

- ・相談窓口は、有償とすべき。ただし、営業はしない事が条件。

- ・トラブルが発生した場合の責任は、個人、団体、行政のどこでしょうか。

→ 建築士の責任は、無料相談でも生じる。そのため、いい加減な回答をしたら責任問題となる。また、最終的には、相談員を派遣した団体にも責任が生じる可能性がある。

有償の場合は、対応した方の責任になる。

- ・相談業務は、罹災証明が出る前か、出た後か。

→ 両方である。

- ・相談員を守るため、同意書（手術の承諾書のようなもの）が必要では。悪意を持った方への対応。

→ 相談員のスキルの問題にもなるため、マニュアル等は必要と考える。

- ・横浜支部では、住宅相談を実施しているが、相談内容は多岐に渡る。そのため、最低限のマニュアル作成が必要と考える。

- ・協定書の締結と要綱の締結は、同時にする必要がありますか。

- ・無償と責任の問題の解決が必要では。

- ・会員、所員を守るためにも、なんでも無償はあり得ない。今後、仕事もなくなってしまう。

以上。

○今後の進め方について、以下の問題点の整理が必要。

- ①責任は、建築士資格なので、仕方がないが、マニュアル等は必要。
- ②相談無償について、県は費用を出せない。解決のすべはあるのか。意見の表明はすべき。
- 協定を締結する5団体で足並みを揃える必要があるので、他団体の情報をつかむこと。
- 3団体（士会、J I A、事務所協会）で協議後、正副会長で精査し、次回の理事会へ上程予定とした。

(20240221 建築士会会長、J I A神奈川代表、神事協会長で意見交換実施の報告)

当会以外の2会は、「災害時のボランティア」と判断し、位置づけている。
協定締結の方向で、了解している。

(20240222 神奈川県への修正申し入れ)

- 「原則無償」の協定表現について
- 正副会長会・理事会での議論を踏まえ、当会と士会・まち協の検討会メンバーから県に修正可否の申し入れを改めて実施。

(20240226 神奈川県より、各団体へ協定締結についてのメール連絡)

- 県では締結内容に関して、概ね確認が取れました。
- 文字等の誤字脱字等は今後、修正があると思います。何点か確認お願い致します。
- 調印式は不要でよいか。(各団体足並みそろえてください。)
- 3月29日の協定締結を目指すと調整等難しいです。
- 調印式を希望。(なお、日程3月29日は特段こだわらない)
- (理由) 県と5団体との1本化協定であること、各団体の対外的なPRに大きく寄与すること、時機を得たタイミングであること
- 各団体、公報紙等に掲載予定があるか。
- 協定締結(報告)を本会会員向けの会報誌等に掲載を予定。
- 押印の日程を調整しております。
- ・士会(21日)
 - ・事務所協会(最後)
- の要望を入れると、最後の日程がかなりタイトになってきます。どこか詰めれるところがある方は、申出てください。
- 「原則無償」の協定表現についての回答
- ・県「原則無償」の表記でご理解いただきたいとの回答
- 「県予算が確保できた場合は、費用を支払うことが可能ですが、今現在の状況では予算確保ができていないので、原則無償とさせていただきます。」
- ・新：実施要綱に、相談業務に係る費用として国庫補助金等の確保について、追加記載する。(県と調整済み)
 - ・新：実施要綱に次を加えることで最終調整を行っています。
- 他団体の共通認識のもと、相談実施に係るマニュアル作成と更新(相談範囲・注意点等を含む)を追記する。
- 発災後、登録相談員では相談実施が困難と判断される場合は、県の協力を得て相談員確保のため説明会を実施する。を追記。

○実施要綱

<要望し追加記載される事項等>

- ・派遣事務局の設置の明定(第2条、第5条第2号関係)
- ・第3条相談員 実施者の精査(第2号、第4号)
- ・第4条第2項の精査
- ・第5条第13号 発災後の相談員説明会を実施し相談員の確保を図る を追加
- ・第7条第2項 相談に要する費用の国庫補助等の確保に努める を追加

以上、合意形成が図られ記載することとする。

※<要望したが他団体との足並みが揃わず記載には至らない項目>

- ・相談実施に係るマニュアル作成と必要な改訂
(←県から、当該内容を盛り込むことは各団体の足並みが揃うことが必要との指摘あり)
→ 対応の方向性: 早い段階に作成すべく進め方等を県及び関係団体と調整を行う。
作成素材は既に存在。(今年度実施説明会資料、他団体等作成したマニュアル等)

①災害時における住宅再建に係る相談業務に関する協定書(案)

災害時における住宅再建に係る相談業務に関する協定書(案)

神奈川県(以下「甲」という。))と一般社団法人神奈川県建築士会(以下「乙」という。))、一般社団法人神奈川県建築士事務所協会(以下「丙」という。))、公益社団法人日本建築家協会関東甲信越支部神奈川地域会(以下「丁」という。))、公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会(以下「戊」という。))及び一般社団法人全国木造建設事業協会(以下「己」という。))は、災害時に被災者の住宅再建を支援する相談業務(以下「被災住宅相談」という。))に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、神奈川県内(以下「県内」という。))で災害が発生した場合における被災住宅相談の実施について、必要な基本的事項を定めるものとする。

(被災住宅相談の支援要請)

第2条 甲は、乙、丙、丁、戊及び己に対して被災住宅相談の支援を要請(以下「支援要請」という。))することができる。

(被災住宅相談の方法)

第3条 乙、丙、丁、戊及び己は、甲から支援要請がなされたときは、次の各号に定める被災住宅相談を実施する。

- (1) 乙、丙、丁及び戊に所属する建築士である被災住宅建築士相談員(以下「建築士相談員」という。))による電話相談、窓口相談及び現地相談
- (2) 己に所属する事業者の職員である被災住宅技術者相談員(以下「技術相談員」という。))による現地相談
- (3) その他、宅地建物取引士、マンション管理士等住宅再建に必要な知見を有する専門家(以下「専門相談員」という。))による電話相談等

(被災住宅相談の内容)

第4条 乙、丙、丁、戊及び己が行う被災住宅相談の内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 前条第1号の相談にあつては、修繕及び建替え等住宅再建に関する技術的助言
- (2) 前条第2号の相談にあつては、修繕及び建替えに係る工事や見積り等に関する助言
- (3) 前条第3号の相談にあつては、住宅再建に伴い必要となる手続き等に関する助言

(被災住宅相談の手順)

第5条 甲は、前項の被災住宅相談を実施する窓口の開設及び運営に当たって、市町村と連携し、場所の確保等を行う。

2 乙、丙、丁、戊及び己は、甲の支援要請に応じて被災住宅相談を実施するため、建築士相談員、技術相談員及び専門相談員(以下「相談員」という。)を確保し手配する。

(被災住宅相談の周知)

第6条 甲は、被災住宅相談の実施について、市町村と連携して県民へ周知するとともに、乙、丙、丁、戊及び己に対し県民への周知を要請するものとする。

(被災住宅相談に要する費用)

第7条 被災住宅相談に要する費用は、原則無償とする。

(その他)

第8条 この協定に基づく被災住宅相談の実施体制及び実施方法等の具体的内容は、災害時における住宅再建に係る相談業務に関する実施要綱に定め、そのほか必要な事項については、その都度甲と乙、丙、丁、戊及び己が協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を6通作成し、甲乙丙丁戊己記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 6 年 月 日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒岩 祐治

乙 神奈川県横浜市中区太田町 2-22
一般社団法人 神奈川県建築士会
会長 上原 伸一

丙 神奈川県横浜市中区不老 3-12
一般社団法人 神奈川県建築士事務所協会
会長 平山 正義

丁 神奈川県横浜市中区不老町 1-1-1
公益社団法人 日本建築家協会関東甲信越支部 神奈川地域会
代表 柳澤 潤

戊 神奈川県横浜市中区太田町 2-22
公益社団法人 かながわ住まいまちづくり協会
会長 長田 喜樹

己 東京都中央区八丁堀 3-4-10
一般社団法人 全国木造建設事業協会
理事長 大野 年司

②災害時における住宅再建に係る相談業務に関する協定書実施要綱（案）

災害時における住宅再建に係る相談業務に関する実施要綱（案）

制定 令和 6 年 月 日

第 1 条 この要綱は、災害時における住宅再建に係る相談業務に関する協定書(以下「協定書」という。)に基づき行う被災住宅相談業務(以下「被災住宅相談」という。)について、実施体制及び実施方法等に関し必要な事項を定めるものである。

(派遣事務局)

第 2 条 協定書第 2 条の規定により神奈川県（以下「甲」という。）の支援要請による被災住宅相談を実施する一般社団法人神奈川県建築士会(以下「乙」という。)、一般社団法人神奈川県建築士事務所協会(以下「丙」という。)、公益社団法人日本建築家協会関東甲信越支部神奈川県地域会(以下「丁」という。)、公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会(以下「戊」という)及び一般社団法人全国木造建設事業協会(以下「己」という。)は、被災住宅相談の実施を統括する乙、丙、丁、戊及び己の被災住宅相談担当者からなる神奈川県被災住宅相談員派遣事務局(以下「派遣事務局」という。)を設置する。

2 派遣事務局は、戊内に設置し、戊が派遣事務局の庶務を司どる。なお、戊に事故等あるときは乙、丙、丁及び己が協力し、庶務の維持を図る。

(相談員)

第 3 条 協定書第 3 条第 1 号の被災住宅建築士相談員(以下「建築士相談員」という。)は、乙、丙、丁及び戊が実施する災害時住宅相談体制及び被災住宅建築士相談員募集説明会を受講し、被災住宅建築士相談員名簿に登録した者とする。

2 建築士相談員は、乙、丙、丁及び戊が実施する建築士相談員スキルアップ講習会を受講するよう努めなければならない。

3 協定書第 3 条第 2 号の被災住宅技術相談員(以下「技術相談員」という。)は、己が実施する説明会を受講し被災住宅技術相談員名簿に登録した者とする。

4 乙、丙、丁及び戊は第 1 項に規定する建築士相談員名簿（次条に規定する地域リーダー及びサブリーダーを表示する。）を、己は、前号に規定する技術相談員名簿を、毎年度作成、更新し、甲に毎年度 6 月末に提出するものとする。

(地域リーダー及びサブリーダー)

第 4 条 建築士相談員の派遣調整等を行うため、神奈川県域を 7 つに区分した地域を管轄する地域リーダー及び地域を細分した地区を管轄するサブリーダーを置く。

- 2 地域リーダー及びサブリーダーは、乙、丙、丁及び戊が協議して選出するものとする。
- 3 他の地域からの建築士相談員の応援が必要となった場合、当該地域リーダーは、他の地域リーダーと応援についての調整を行うこととし、地域内の他地区からの建築士相談員の応援が必要となった場合、当該地区のサブリーダーは、他の地区のサブリーダーと応援についての調整を行う。

(被災住宅相談の実施)

第5条 被災住宅相談は、次により実施する。

- (1) 甲は、被災市町村からの被災住宅相談の実施についての要請を受け、これを取りまとめる。
- (2) 甲から協定書第2条の規定による支援要請を受けた乙、丙、丁、戊及び己は、派遣事務局を設置する。
- (3) 派遣事務局は、甲からの支援要請を対象市町村または近隣市町村等の建築士相談員並びに地域リーダー及びサブリーダーに連絡する。
- (4) 地域リーダー及びサブリーダーは、建築士相談員と日程調整し、調整結果を派遣事務局に報告する。
- (5) 派遣事務局は、前号の調整結果により作成した被災住宅相談実施計画案(以下「実施計画案」という。)を甲に提出し、甲は実施計画案に基づき当該市町村と相談窓口の設置等について調整する。
- (6) 甲は、当該市町村との調整により実施計画を作成し、派遣事務局に通知する。
- (7) 建築士相談員は、実施計画に基づき窓口相談を実施する。
- (8) 建築士相談員は、協定書第3条第2号に規定する現地相談が必要であると判断される場合、その旨を派遣事務局に連絡する。
- (9) 前号の連絡を受けた派遣事務局は、技術相談員の派遣について己と調整し現地相談を実施する。
- (10) 協定書第3条第3号に規定する被災住宅相談は、派遣事務局が関係団体と調整のうえ専門相談員に被災住宅相談を依頼するものとする。
- (11) 建築士相談員、技術相談員及び専門相談員は、被災住宅相談結果を当該市町村に提出するものとし、市町村は、この被災住宅相談結果を甲及び派遣事務局に送付する。被災住宅相談結果を受理した派遣事務局は、それを地域リーダー及びサブリーダーに報告するものとする。
- (12) 地域リーダー及びサブリーダーが不在の場合は、地域リーダーを派遣事務局に、また、サブリーダーを地域リーダーに読み替えるものとする。
- (13) 派遣事務局は、登録されている建築士相談員では、被災住宅相談実施が困難と判断した場合、甲の協力を得て、被災住宅建築士相談員募集説明会を開催し、相談員の確保を図る。

(被災住宅相談結果の共有)

第6条 被災住宅相談の事後対応するため、被災住宅相談結果は、甲、当該市町村、派遣事務局及び地域リーダー等の関係者が共有するものとする。

(被災住宅相談に要する費用)

第7条 派遣事務局担当者並びに建築士相談員、技術相談員及び専門相談員(以下「相談員」という。)の被災住宅相談に係る報酬及び交通費は、原則無償とする。

- 2 派遣事務局は、甲の協力を得て、前項に係る費用として国庫補助等の確保に努めるものとする。
- 3 相談員の確保や相談員の講習等災害時住宅相談の体制整備に係る経費並びに被災住宅相談の実施に必要な腕章等の備品に係る費用及び相談員が被災住宅相談により負傷、疾病又は死亡した場合における傷害保険の加入に係る費用に等ついては、甲、乙、丙、丁、戊及び己が協議するものとする。

- 4 甲は、傷害保険の加入について、あらかじめ損害保険会社と調整するものとする。
- 5 甲は、前各項に関わらず、被災住宅相談に要する費用の確保に努めるものとする。

(個人情報の保護)

第8条 派遣事務局、地域リーダー、サブリーダー及び相談員は、被災住宅相談において知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づきこれを保護するものとする。

(その他)

第9条 この要綱の定めのほか必要な事項は、甲、乙、丙、丁、戊及び己が協議のうえ定めるものとする。

(附則)

1 この要綱は、令和 6 年 月 日から施行する。

以上、会議資料。

(ご意見、質疑等)

- ・建築士の安全性確保が必要。
- ・支部との関係性は。
- ・実施が現実的に可能かどうか不明（応急危険度判定は出来ていない）
 - 実施体制の整備は、今後県が主体となって継続的に検討を進めるとしている。
- ・登録者に対して、問題点などをお知らせした方が良い。工夫も必要。
- ・登録するためには、どのようになるのか。
 - 説明会へ出席し、登録。登録者がスキルアップ講習を受講する。講習実施団体は、まち協となる。

以上の意見、質疑等を含め、議場に諮り、賛成多数（17名）で協定案が承認された。

（反対4名：山口雄、古室、伊藤、奈良）

第8号議案 令和6年能登半島地震 義援・支援金に関する報告と取扱いを正副会長の専決事項とすることについて承認を求める件

資料1-6により、平山会長から以下の通り報告。また、一般社団法人日本建築士事務所協会連合会との調整もあることから、取扱いについては、正副会長の専決事項とすることを提案。

○3月7日 総財務委員会にて確認

合計226,978円（現金108,978円・ストアーズ118,000円）

青年部会運営委員会でも募金活動をして頂いたので、その金額も含め、切りの良い数字にしたいと思っている。

以上、正副会長の専決事項とすることが承認され、対応結果については、理事会でご報告することとした。また、募金活動は総会まで実施することとした。

第9号議案 SNS運用願について承認を求める件（青年部会運営委員会）

資料 1-9 により、有泉青年部会運営委員長から以下の通り説明。不具合については、都度報告したい。
現在フォロワー：71名

SNS 運用方針	
開設所属（申請者）	青年部会運営委員会
管理者	委員長（有泉 絵美）
担当者	菅股 篤、稲村 和美
投稿する内容	青年部会運営委員会の活動内容
利用目的	所属する青年部会メンバーへの活動内容周知及び 一般へのイベント周知
利用する SNS の種類	☐ X（旧 Twitter） ☐ Facebook ☒ Instagram ☐ その他（ ）
公開範囲	☒ 不特定多数 ☐ その他（ ）
アカウント登録 URL	https://www.instagram.com/kanagawa_seinenbukai
アカウントパスワード	seinen
協会会員以外の投稿に対する返信	以下の方法にて運用致しますので、ご了承願います 1.個別の回答：行わない（理由：炎上防止） 2.フォロー返し：運営委員会メンバーの知る方のみ （理由：なりすまし対策） 3.#（ハッシュタグ）：講師以外は、個人名をハッシュタグしない（理由： 個人の特定防止対策・個人情報の保護） ※運用に伴い上記理由で追加すべき対応が出てきた際は随時追加
備考	会員増強活動の一環

以上、原案通り承認された。

第10号議案 日事連・年次功労者表彰候補者の推薦について承認を求める件

資料 1-10 により、から以下の通り説明。

一般社団法人日本建築士事務所協会連合会から標記推薦依頼があったことを説明。以下の方を推薦することを提案。

- ・根岸 光司 様（横浜支部 有限会社エヌ設計）

以上、提案通り推薦が承認された。

2 報告事項

第1号報告 令和6年度単位会組織強化支援事業の申請報告（正副会長専決）

資料 2-5 により、2/19 理事会において標記事業申請を正副会長の専決事項とすることが承認され、以下の3事業を申請したことを磯部事務局長が報告。

- ①「会員サポートセンター」コンテンツの更なる充実と事務所協会の広報拡充事業（業務支援委員会）
- ②ワンコインナイト（夜学の会）（青年部会運営委員会）
- ③景観整備機構における景観形成重点地区調査事業（景観・まちづくり特別委員会）

第2号報告 マロニエ BIM コンペかながわ 2024 実行委員会 正副委員長決定の報告

資料 2-2 により、山口英生副会長が以下の通り報告。

委員長 佐山 希人（横須賀支部 ㈱佐山建築研究所一級建築士事務所）
副委員長 村屋 羊（横浜支部 ㈱アーキテクト・アソシエイツ・ヨコハマ）
副委員長 島田 浩由（鎌倉支部 ㈱アット・ピース・アーキテクト）
副委員長 山宮 康延（厚木支部 ㈱小林建築事務所）

第3号報告 定款施行細則第8条による本会が推薦できる理事への打診結果の報告と今後のスケジュールについて

資料 2-3 により、2月19日開催の理事会において理事候補者へ打診することが承認され、打診結果と今後のスケジュールを平山会長が説明。

①結果

ブロック名	支部名	事務所名	氏名	結果
横浜	横浜	㈱ワタナベ福祉設計一級建築士事務所 (現 「住・緑・家」運営特別委員長)	渡邊 靖	了承
横須賀	横須賀	㈱アスデック建築事務所 (現 会報誌編集特別委員長)	小泉 厚	了承
横須賀	横須賀	Archi-JAM Workshop(同) (前 業務支援委員長)	小山美智恵	辞退
湘南	鎌倉	㈱悟工房一級建築士事務所 (現 木造特別委員長)	山中 信悟	了承

②今後のスケジュール

- ・所属支部長（ブロック長）の了承を得る。
- ・5月21日理事会へ定時総会の付議案件として上程。
- ・総会承認後、変更登記。

第4号報告 建築士事務所登録（2月）の報告

資料 2-2 により、磯部事務局長が報告。

<新規登録事務所>

2月 一級：14件、二級：4件、木造：0件

＜更新登録事務所＞

2月 一級：74件、二級：16件、木造：0件

＜登録証明発行＞

2月：15件

以上、2月手数料収入合計：1,634,000円。

＜変更＞

2月 一級：74件、二級：16件、木造：0件

＜廃業＞

2月 一級：14件、二級：2件、木造：0件

＜期間満了抹消＞

2月 一級：5件、二級：3件、木造：0件

＜閲覧＞ 2月：9件

第5号報告 会員の入会等についての報告

資料2-1により、磯部事務局長が報告。

・入会 () は指定代表者名

横浜支部 千代田エクスワンエンジニアリング株式会社一級建築士事務所（平井 清乙）

藤沢支部 株式会社 itumo（亀井 優憲）

藤沢支部 I t o設計（伊藤 ゆかり）

・退会 なし

以上、入会3社、退会0社 会員数754社

・賛助会入会 なし

・賛助会の退会

ティーケイエイエボリューション株式会社

株式会社グラウト工業

以上、入会0社、退会2社 会員数95社

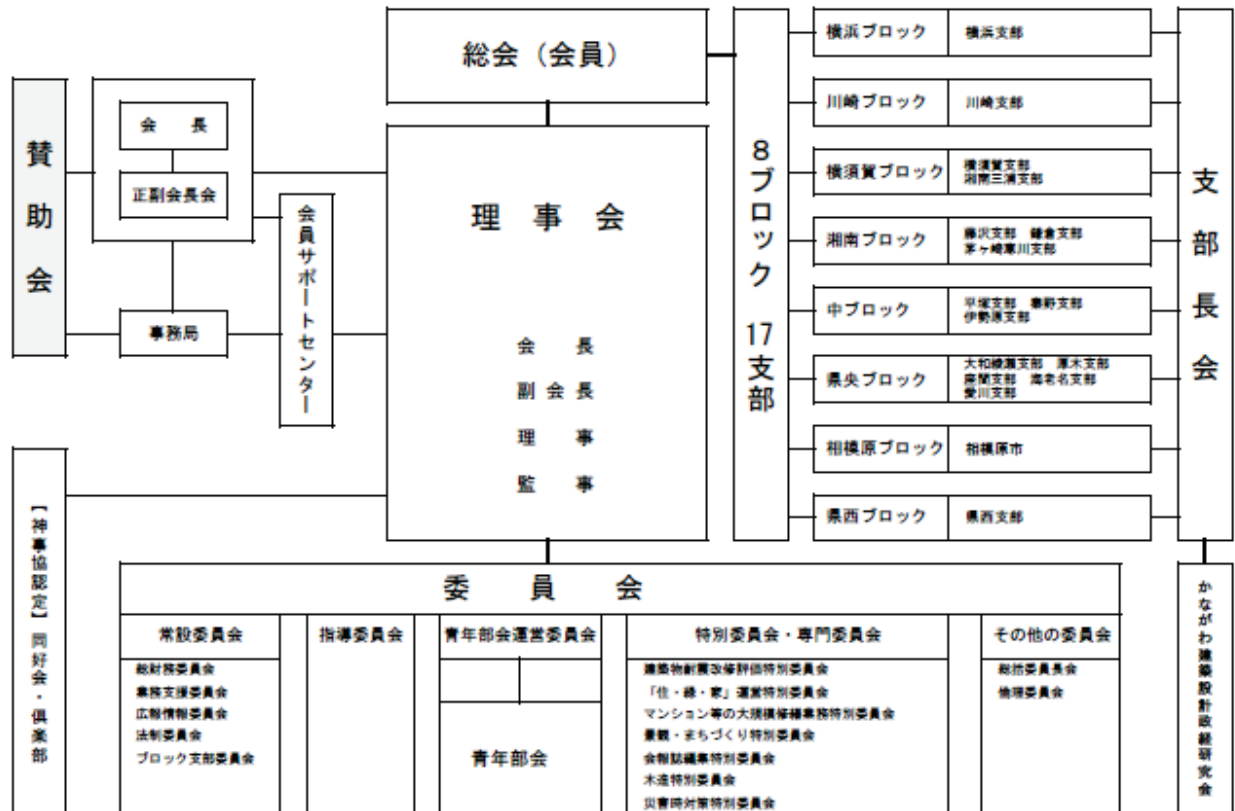
3 検討事項

（1）神事協の組織図（構成図）について

・資料3-1により、11月16日開催の理事会において、正副会長がタタキ台を作成することとし、

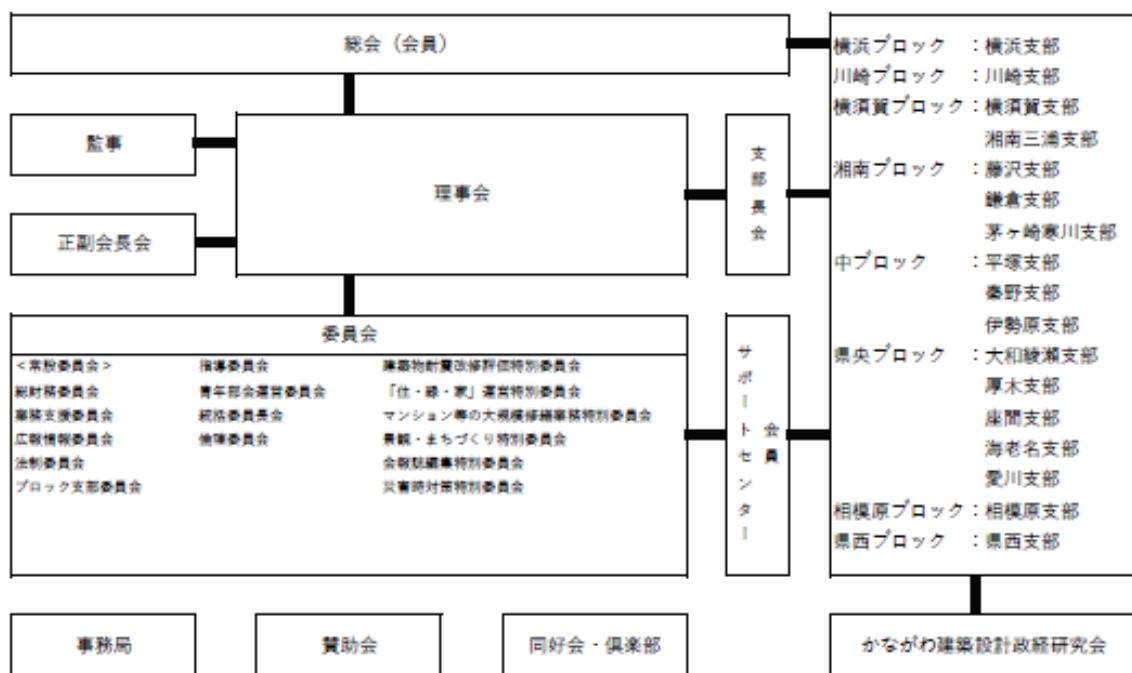
検討を重ねました結果、本日3案の提出に至ったこと、2年後の名簿作成時に盛り込みたいこと。
6月7日の総会までに決定し、配布したいことを会長が説明。意見等を求めた。

一般社団法人 神奈川県建築士事務所協会 組 織 図 (案1)



ブロック協議会？
一般社団法人かながわ建築事務所協会一級建築士事務所？

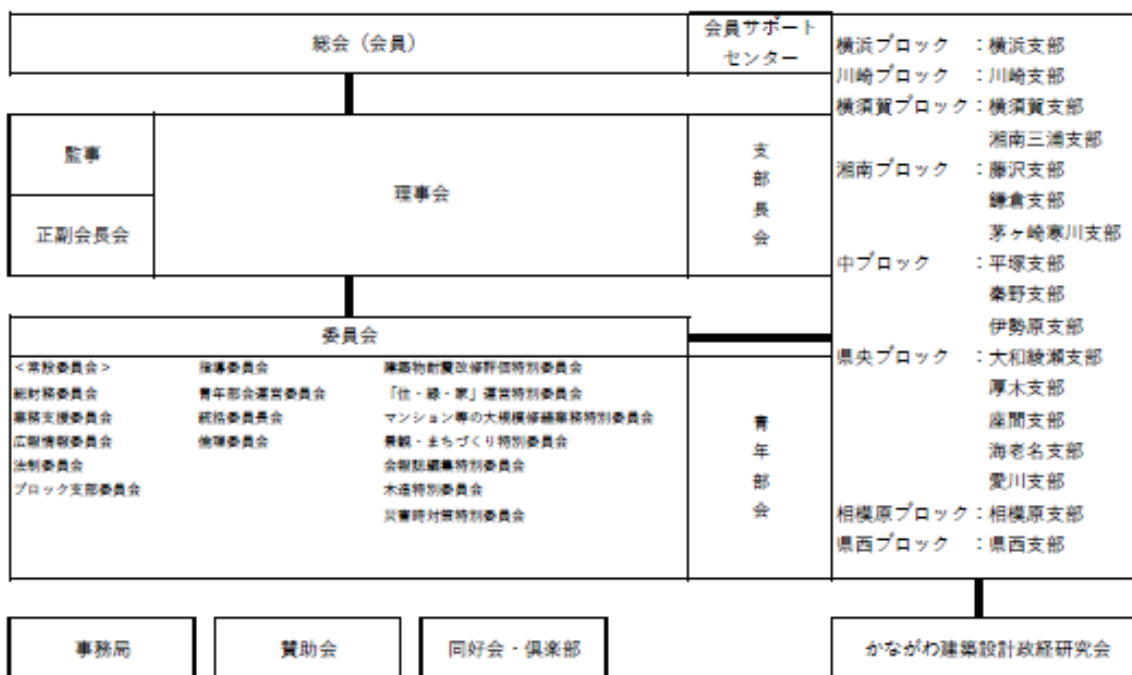
一般社団法人 神奈川県建築士事務所協会 組織図（案2）



ブロック協議会？

一般社団法人かながわ建築事務所協会一級建築士事務所？

一般社団法人 神奈川県建築士事務所協会 組織図（案3）



ブロック協議会？

一般社団法人かながわ建築事務所協会一級建築士事務所？

- ・ 案1の修正点（誤字）
相模原市 を 相模原支部へ修正
総括委員長会 を 統括委員長会へ修正
- ・ 案2の修正点（脱字）

木造特別委員会が抜けているので、記載。

- ・一般社団法人かながわ建築事務所協会一級建築士事務所について
会員サポート（神事協では設計業務は受注出来ない。）のため設置。神事協の会員のみが利用出来る団体。基本的には、支部で業務受注できるようにするのが目的。
今後、両会の役員で打合せを実施する予定。

①案１～３で進めたいが良いでしょうか。

→ 了承。

②どの案をベースに進めた方が良いでしょうか。

（ご意見等）

（長友理事）案３が良い。見た目とサポートセンターのイメージが良い。青年部会は不要では。

（伊藤理事）案３が良い。ブロック、支部の意見を理事会に上げられるイメージ。

（有泉理事）案３は賛助会が下にあるので、案１の方が良い。

（鈴木武昭理事）案１は今までに近いイメージ。円形で表現してはどうか。

- ・「会員サポートセンター」は、人がいないので、組織ではなく、システムである。

- ・本日は時間が限られているため、ご意見や別案等（手書きでも可）を募集するので、4/8 締切で提出をお願いした。

（２）神奈川県行政書士及び建築士事務所の紹介等に関する協定書（案）等について

- ・追加資料 3-2 により、鈴木業務支援委員長から以下の通り説明。意見等を求めた。
業務支援委員会では、会員サポートセンターコンテンツ「他士業紹介サービス」の構築に向け、
1 1 月 1 3 日、1 月 2 9 日に神奈川県行政書士会の担当者と意見交換会を実施し、協定内容についての検討実施。また、指導委員会協力の元、協定内容の確認等を実施して頂き、以下の案がまとまりましたので、本日提出に至った。

①行政書士及び建築士事務所の紹介等に関する協定書（案）

行政書士及び建築士事務所の紹介等に関する協定書（案）

神奈川県行政書士会（以下、「甲」という。）と一般社団法人神奈川県建築士事務所協会（以下、「乙」という。）は、行政書士または行政書士法人（以下、「行政書士等」という。）及び建築士または建築士事務所（以下、「建築士事務所等」という。）の紹介等に関し、以下のとおり協定を締結する。

第 1 条（行政書士等の紹介）

乙の会員が乙に対し行政書士等の紹介を希望する場合、乙は甲に対し行政書士等の紹介を依頼することができ、甲はこの依頼を受諾することができる。

第 2 条（建築士事務所等の紹介）

甲の会員が甲に対し建築士事務所等の紹介を希望する場合、甲は乙に対し建築士事務所等の紹介を依頼することができ、乙はこの依頼を受諾することができる。

第3条（直接受任）

- 1 本紹介制度において、行政書士等または建築士事務所等は、紹介を受けた個別案件について相談者から直接受任することを妨げない。
- 2 甲及び乙は、行政書士等または建築士事務所等に対し、当該受任は当該行政書士等または建築士事務所等が責任をもって行うものであり、甲及び乙に何ら責任を生じるものではないことを相談者に対し明示させるものとする。

第4条（第三者への情報提供）

相談者に関する情報については、相談者の書面による同意を得ることなく第三者に開示してはならない。

第5条（事務局の設置）

- 1 甲の事務局は神奈川県行政書士会事務局とする。
- 2 乙の事務局は業務課担当事務局とする。

第6条（対応できる会員がいなくときの処置）

依頼に対応できる会員がいなく場合には、速やかに他方当事者に対し、連絡するものとする。

第7条（苦情の処理について）

被紹介会員への苦情については、当該会員の所属会へ申立するものとし、その苦情に関しての対応については、その所属会の処理にゆだねるものとする。

第8条（必要事項の協議）

本紹介制度等の運営について必要な事項は別途定める。

第9条（運営協議）

- 1 共同での相談会の開催、一方の会が開催する相談会及び講演会への他方の会の会員の推薦並びにその他両会及び両会の会員の交流を推進するための活動について継続的に協議する。
- 2 甲及び乙は定期的に協議するとともに、相互に協議を求めることができる。

第10条（協定の有効期間）

本協定の有効期間は、〇年〇月〇日より1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定の解除または変更の申出がないときは、さらに1年延長するものとし、以後、この例による。

第11条（他団体との関係）

甲が、乙以外の建築関係の団体との間で、本協定と同趣旨の協定を締結していること及び締結することは妨げない。

この協定を証するため協定書2通を作成し、記名押印の上、各自その1通を保有する。

〇年〇月〇日

横浜市中区山下町 2 番地 産業貿易センタービル 7 階
[甲] 神奈川県行政書士会
会 長 田後 隆二

横浜市中区不老町 3-12 加瀬ビル 201 2 階
[乙] 一般社団法人神奈川県建築士事務所協会
会 長 平山 正義

②行政書士及び建築士事務所の紹介等に関する協定実施要領（案）

行政書士及び建築士事務所の紹介等に関する協定実施要領（案）

神奈川県行政書士会（以下、「甲」という。）と一般社団法人神奈川県建築士事務所協会（以下、「乙」という。）の間で締結する○年○月○日付け行政書士及び建築士事務所の紹介等（以下、「本紹介制度」という。）に関する協定（以下、「本協定」という。）第 8 条に定める実施要領は下記のとおりとする。

第 1 条（担当事務局の設置及び連絡等について）

- 1 本紹介制度における乙からの連絡は、本協定第 5 条第 1 項に基づき甲神奈川県行政書士会担当事務局（以下、「甲担当事務局」という。）に対して行うものとする。
- 2 本紹介制度における甲からの連絡は、本協定第 5 条第 2 項に基づき乙業務課担当事務局（以下、「乙担当事務局」という。）に対して行うものとする。
- 3 甲及び乙は相互に、担当事務局の電話番号、FAX 番号及びメールアドレス等連絡先を通知するものとする。

第 2 条（行政書士等の紹介について）

- 1 本紹介制度において、乙が甲に対して行政書士または行政書士法人（以下、「行政書士等」という。）の紹介を希望する場合は、乙担当事務局から甲担当事務局へ予め定められた書式に従い、これを FAX、同書式の電磁的記録の交付その他適宜の方法によって依頼をする。
- 2 甲において行政書士等の紹介ができない場合には、甲担当事務局は速やかに当該紹介依頼を行った乙の担当事務局に対し予め定められた書式に従ってその旨の連絡をするものとする。

第 3 条（建築士事務所等の紹介について）

- 1 本紹介制度において、甲が乙に対して建築士または建築士事務所（以下、「建築士事務所等」という。）の紹介を希望する場合は、甲担当事務局から乙担当事務局へ予め定められた書式に従い、これを FAX、同書式の電磁的記録の交付その他適宜の方法によって依頼をする。
- 2 乙において建築士事務所等の紹介ができない場合には、乙担当事務局は速やかに当該紹介依頼を行った甲の担当事務局に対し予め定められた書式に従ってその旨の連絡をするものとする。

第 4 条（費用について）

- 1 本紹介制度において、甲担当事務局及び乙担当事務局における事務処理費用については原則無料とし、紹介者に対しての費用請求はないものとするを基本とする。
- 2 本紹介制度の紹介により業務が発生した場合の報酬や費用については、当事者間で協議の上決定するものとし、それについては、甲および乙は、関与しない。

第5条（運営協議）

- 1 甲及び乙の運営協議は1年度中に少なくとも1回以上開催するものとする。
- 2 前項の運営協議の事務は甲及び乙の担当事務局が相互に行う。
- 3 前2項の場合にかかわらず、甲及び乙は相互に、随時運営協議の開催を求めることができる。この場合の運営協議の事務は、当該開催申出会の担当事務局が行う。

付 則

本協定及び本実施要領に定められた行政書士等の紹介のうち、行政書士法人の紹介については、甲の行政書士法人紹介体制が整うまではこれを行わないものとする。

この協定実施要領は、○年○月○日から施行する。

本実施要領を証するため、実施要領2通を作成し、記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

○年○月○日

横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル7階
[甲] 神奈川県行政書士会
会 長 田後 隆二

横浜市中区不老町3-12 加瀬ビル201 2階
[乙] 一般社団法人神奈川県建築士事務所協会
会 長 平山 正義

- ・ご意見等は無かったため、次回理事会へ上程することとした。

4 各委員会報告等

①委員会報告

- ・資料4-1等により各委員会から報告された。

総財務委員会：3/7

業務支援委員会：3/11（広報情報合同）

広報情報委員会：3/11（業務支援合同）・3/14

- ・HP改訂のための整備、発信方法の変更などを含めて検討していく。

ブロック支部委員会：2/5

法制委員会：開催なし

指導委員会：開催なし

青年部会運営委員会：3/8

建築物耐震改修評価特別委員会・専門員会：開催なし

「住・緑・家」運営特別委員会：開催なし

マンション等の大規模修繕業務特別委員会：開催なし

景観・まちづくり特別委員会：3/12

災害時対策特別委員会：開催なし

会報誌編集特別委員会：2/20

木造特別委員会：1/30、2/15

マロニエ BIM コンペかながわ 2024 実行委員会：3/4、3/6、3/18

②「会員サポートセンター」開設に向けた進捗報告（業務支援・広報情報）

- ・資料 4-2 により、鈴木業務支援委員長および白川広報情報委員長から以下の通り報告された。
＜令和 6 年 3 月 11 日 広報情報委員会と業務支援委員会 合同委員会＞

1. デモサイトの確認と修正について

- ・サイト本アップを最優先とすることを確認。
- ・事前に頂いたご意見等を確認。

（ご意見等）

- ・ごついイメージがある。今後の対応としたい。
- ・会員サポートセンターのトップページ（メニュー）に戻るボタンが欲しい。
- ・講習会年間スケジュールにアイコン（色も含めて）の表示がない。
- ・年間カレンダーと一覧表の表示の両方があった方が良い。
→ 来年度の対応としたい。

2. 紙チラシのデザイン（案）について

（ご意見等）

- ・「会員サポートセンター」の記載と説明がない。
- ・会員だけが利用出来る「会員専用サービス」＝「会員サポートセンター」が始まります。会員増強にもつなげるようにするため、会員外が使えるサービスについては、小さな字で記載しては。
- ・当初は、会員も一般も使えるものとして考えていた。（外向きサポートとしては、外部からの委託） → 今回は、スタートをお知らせすることに重点を置く。

以上のご意見等も鑑み、チラシ修正文面を以下とした。

神事協会員向けの会員専用サービス「会員サポートセンター」がスタートします！

※一部のサービスは会員外の方もご利用いただけます

3. 建通新聞の記事と広告内容の検討について

- ・露出が増すので2回に分けた方が良い。と提案されたことを報告。
→ 2回に分けることとした。

＜広告内容の検討＞

- ・チラシ原稿を建通新聞へ送付し、デザインを作成頂いていることを報告。
修正内容を建通新聞へお伝えする。
- ・掲載ページは、1面とし、ホームページ本アップと同日を希望する。
※ 会長にも同席頂くこととして調整中。

＜記事について＞

- ・ホームページが公開されてからを予定。4月での良い。
後日、建通新聞から鈴木業務支援委員長へ連絡させることとした。

4. 追加掲載内容について

- ・建築賠償責任保険、建築士事務所企業年金基金（法人事務所対象）、
神奈川県建設業国民健康保険組合（個人事務所対象）の掲載。

5. 会員サポートセンターHPを含む当会HPの維持保全および改訂について

（ご意見等）

- ・「会員サポートセンター」と「神事協」は分けて考えた方が良い。
- ・「会員サポートセンター」のHPの場合
内容の改定、システムの改編が必要な場合、実行部隊（各委員会からの内容を確認し、どちらで対応（事務局又は業者）するのか等の交通整理をする。）：業務支援委員会、技術的な実務部隊：広報情報委員会で担当しては。
例えば、簡易的なもの、急ぐもの（スケジュール、協力事務所紹介サービス、各委員会へのリンクなど）は事務局で実施する。
- ・「会員サポートセンター」の管理と統括は、どこが担うのか。
→ HPは、広報情報委員会。内容、整理などは、業務支援委員会。
以上の意見も参考に、整理することとした。（継続議題）

6. 今後の対応について

① 4月9日開催 支部長会への対応について

- ・「会員サポートセンター」の設立報告と「協力事務所紹介サービス」への登録に関する協力依頼を山口雄副会長からお願いすることとした。

② 関係団体（建築士会等）へのPRについて

- ・チラシを送付する。
- ・総会等で来賓あいさつが可能であれば、会長よりお話し頂くようお願いする。

＜令和6年3月14日 広報情報委員会＞

1. 今後のスケジュールについて

- ① 3月21日 理事会 デモサイト確認（意見等は次年度対応予定）
※「他士業紹介サービス」と「講習アーカイブ」は、カミングスーン。
- ② 3月25日～29日 サイト本アップ

2. 紙チラシ作成について

- ・最終的な修正内容指示。3月25日までに完成予定。

3. 株式会社建通新聞の広告について

- ・第1面の下段（3段）の広告を申込み。現在、原稿送付し、デザイン作成中。
デラが出来たら、委員会で確認する。掲載予定日：3月28日

4. HPの運用等について

- ・業務支援委員会で各委員会からの意見（使い勝手、不具合等）を収集し、取り纏めて頂き、内容に応じて修正していきたい。
- ・以上、進捗報告し、デモサイトを理事会で確認頂いた。

（ご意見等）

- ・紙チラシについて、会報誌の同封等は考えていますか。出来れば、入会キャンペーンの案内とセットが良いのでは。
→ 検討します。

5 日事連関係の報告

（1）3/14 関東甲信越ブロック協議会および会長会議

- ・平山会長より、以下の4点を報告。

①令和6・7年度日事連役員候補者について

- ・関ブロで白井相談役を会長候補として推薦したが、近畿ブロックの上野京都会会長が会長候補者となった。
また、白井相談役から関ブロ推薦理事8名の内、神奈川会の枠を使用して、副会長候補者として頂けないかと平山会長に相談があり、了承したことを報告。日事連の会長推薦枠で平山会長が理事になる予定であることを併せて報告。
- ・監事は、山梨会会長を推薦。

②日事連サービスの取締役候補者の推薦について

- ・栃木会会長を推薦。

③設備設計事務所の問題について

- ・入札参加も出来ないような状況もあることから、東京会でアンケートを作成し、関ブロ内で実施される予定。

④建築士事務所の業務報酬基準が5年ぶりに改定された（令和6年国土交通省告示第8号）

- ・活用して頂きたい。

（1）行事日程等

- ・資料 6-1 により、磯部事務局長から主な会議等が報告された。

理事会：4/18、5/21、6/20、7/18、8/22、9/19、10/17、11/21、12/19

2025/1/16、2025/2/20、2025/3/21

相談役参与会（令和会）：4/12 監査会：5/16

総会：6/7 地引網：6/15

（2）その他

①一般社団法人かながわ建築事務所協会一級建築士事務所について

- ・定款を理事に送付頂きたいと要望し、了承された。

○定款第47条により出席した会長及び監事は、議事録に記名押印しなければならない。

会 長	平山 正義	印
-----	-------	---

監 事	平野 武洋	印
-----	-------	---

監 事	山本 敏夫	印
-----	-------	---

監 事	棕 茂廣	印
-----	------	---

